

議案第24号

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>（1）</u> 略 <u>（2）</u> 略	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>（1） 非常勤職員</u> <u>（2） 臨時的に任用される職員</u> <u>（3）</u> 略 <u>（4）</u> 略

(再度の育児休業をすることができる特別の事情等) 第3条 略 <u>2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。</u> (育児休業の承認の取消事由) 第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、<u>育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u>	<u>(5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> <u>(6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</u> (再度の育児休業をすることができる特別の事情) 第3条 略 (育児休業の承認の取消事由) 第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、<u>次に掲げる事由とする。</u> <u>(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。</u> <u>(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。</u> (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 <u>(1) 非常勤職員</u> <u>(2) 臨時的に任用される職員</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児</u>
---	--

(育児短時間勤務の承認の取消事由) 第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) 略 (2) 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) 略	<u>休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (6) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u> (育児短時間勤務の承認と取消事由) 第13条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 (1) <u>職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。</u> (2) 略 (3) 略 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</u> (4) <u>前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員</u>
--	--

(三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応す

る移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における<u>勤務をしないことを承認しなければならない。</u> 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）を<u>しないことを承認しなければならない。</u> 3 略 4 <u>任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、別で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u> 5 <u>第1項から前項までに規定するもののほ</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における<u>勤務をさせてはならない。</u> 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）を<u>させてはならない。</u> 3 略 4 <u>前3項に規定するもののほか、勤務の制</u>

か、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。	限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。
--	----------------------------------

附 則

この条例は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）の施行の日から施行する。